

令和2年3月6日

蔦井株式会社 行動計画

- 1 行動期間 令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日
- 2 内 容 従業員がやりがいを持って働き続けられる職場づくりの環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

目標1 所定外労働時間の削減のための措置の実施・対策

- ・ 残業の事前申請徹底・残業者は朝礼時に事前報告する。
- ・ 就業時間より遅く出社・早く退社などをし、時間を調整する。
- ・ 1ヶ月80時間以上の時間外労働（残業＋休日出勤時間）を行った場合、指定機関で医師面談を行う。

目標2 心の健康の保持増進を図るためメンタルヘルス対策を推進する

- ・ 心の健康づくり推進計画を毎年作成する。
- ・ ストレスチェックを年1回実施する。
- ・ メンタルヘルス担当者は、セルフケア・ラインケア等の講習を年1回実施する。
- ・ 社内広報誌みどりに「こころと健康だより」「相談窓口」掲載をする※年4回